

あきる野市行政改革大綱実施報告書

平成14年9月

あきる野市

はじめに

平成9年7月に市民の皆様によります行政改革推進委員会より「あきる野市の夢ある21世紀を実現するために」と題します答申に基づきまして、同年10月に行政改革大綱を策定し、翌年3月に平成13年度までを実施期間とした実施計画を策定し、行政改革に取り組んでまいりました。

今まで取り組んでまいりました行政改革は、高度経済成長時代から低成長時代に入り、限られた財源を効率的に配分し、適正な行財政運営を行うため、行政体制の改善に努め、真に必要なとされているものへの財源の再配分を行い、市民の要望に応えられる体制を作ることにあり、市民の皆様にもご理解とご協力を賜りながら実現できたものであり、ここにその取り組みについて報告させていただくものであります。

本報告書により本市の行政改革が終着するものではありません。合併して早いもので7年を経過しようとしていますが、昨年3月にあきる野市として初めての総合計画であります「ヒューマン・グリーンあきる野」を策定し、本市の将来都市像「人と緑の新創造都市」の実現を図るべく6つの政策を柱とした行財政運営がスタートしており、更に健全な行財政運営を追及していかなければなりません。

しかしながら、昨今の国の経済指標などから見ましても依然として景気への明るい兆しが不透明であるのは歪めませんし、失業率の上昇、少子高齢化に伴う社会問題など厳しい状況が今後も続くことが想定され、このような社会経済情勢とともに地方分権時代を迎えた今日の自治体で、本市におきますまちづくりのビジョンの実現を図るための健全な行財政運営を行っていくためには、限られた財源の中で真の受益者である市民の声を聞き、市民との協働するまちづくりを推進し、納税者である市民の皆様から納得いただける「自治体運営」から「自治体経営」への転換が必要になってきております。

本市でもこのような自治体経営を目指すべく本年度から職員のより一層の意識改革を図りながら、市民の皆様方の視点にたち、市民の皆様が満足し、納得していただける行政を目指すべく新たな手法として行政評価システムの導入に向けての取り組みを始めたところです。

このシステムは、全職員の意識改革や政策立案能力の育成など行政組織運営の改革を図り、行財政運営の透明性を図ったうえで市民の皆様と協働したまちづくりを推進していくためのシステムであり、システム構築の早期実現に向け全職員一丸となって取り組み、市民の皆様方から納得いただける健全な行財政運営を目指していく所存でありますので、今後とも市民皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成14年9月

あきる野市長 田中 雅夫

構 成

財政の健全化

- 1 計画的な財政運営
- 2 財源の確保
- 3 事務経費の抑制
- 4 受益者負担の適正化
- 5 扶助費の在り方
- 6 補助金の見直し
- 7 委託化の検討
- 8 事務事業の抑制
- 9 一部事務組合や協議会などに対する負担金の抑制

行政体制の確立

- 1 基本構想の策定
- 2 事業・イベントの見直し
- 3 新庁舎の建設
- 4 公共施設の設置・運営
- 5 国、都の機関の所管区域の統合へ向けての働きかけ

組織・人事体制の確立

- 1 組織の見直し
- 2 職員数の見直し
- 3 職員の活性化
- 4 職員能力の向上
- 5 各種委員の見直し

市民とともに進めるまちづくり

- 1 町内会・自治会との連携
- 2 ボランティア活動体制の確立
- 3 職員の積極的参加
- 4 情報公開
- 5 ゴミの減量化・資源化の推進

大綱計画期間における費用効果

目 次

財政の健全化	1
1 計画的な財政運営	2
(1) 財政健全化計画の策定	2
(2) 市債総額の適正化と基金活用	2
2 財源の確保	3
(1) 税収の確保	3
(2) 課税客体の把握	3
(3) 企業誘致	4
(4) 都市基盤の整備	4
(5) 市有財産の活用	4
3 事務経費の抑制	4
(1) 事務経費削減の運動の継続	4
(2) 超過勤務手当への削減	5
4 受益者負担の適正化	5
(1) 使用料・手数料	5
(2) 保育料	6
(3) 国民健康保険税	7
(4) 下水道料	7
5 扶助費のありかた	8
(1) 敬老金	8
6 補助金の見直し	8
(1) 職員互助会補助金の見直し	9
(2) 納税貯蓄組合補助金の見直し	9
(3) 生垣設置費補助金の見直し	9
(4) 浄化槽清掃料金軽減費交付金の見直し	10
(5) 盆掘・深沢地区水源対策補助金の見直し	10
(6) 秋川駅北口建築物後退用地整備費補助金の廃止	10
(7) 市町村交通災害共済制度公費負担金の見直し	11
(8) 過疎バス路線維持費補助金の見直し	11
(9) たばこ税増収対策協議会補助金の見直し	11
(10) 林業協議会補助金の見直し	12
(11) 秋川観光協会補助金の見直し	12
(12) 食品衛生協会補助金の見直し	13
(13) 五日市環境衛生協会補助金の見直し	13
(14) 遠距離通学費補助金の見直し	13

(15) 多摩地区離職対策連絡協議会負担金	13
(16) 全補助金の見直し	14
7 委託化の検討	15
(1) 委託業務の点検	15
(2) 市立保育所の委託化	15
(3) 学校給食センターの委託化	16
(4) 学校用務員の委託化	16
8 事務事業の抑制	16
9 一部事務組合や協議会などに対する負担金の抑制	16
行政体制の確立	17
1 基本構想の策定	17
2 事業・イベントの見直し	17
(1) 各種事業・イベントの見直し	18
(2) 関係団体に係る事務とその在り方の検討	18
(3) 五日市地区環境美化一斉清掃、五日市地区秋川一斉清掃、秋川地区クリーン大作戦の在り方の検討	18
(4) 花いっぱい運動の在り方の検討	18
(5) 女性コミュニティ委員会の在り方の検討	18
(6) 敬老大会の在り方の検討	19
(7) 盆供物収集事業	19
(8) ミスあきる野事業の在り方の検討	19
3 新庁舎の建設	19
(1) 新庁舎の建設	19
(2) 五日市庁舎の見直し	20
4 公共施設の設置・運営	21
(1) 公共施設の見直し	21
5 国、都の機関の所管区域の統合に向けての働きかけ	22
組織・人事体制の確立	23
1 組織の見直し	23
(1) 計画的な組織の見直し	23
2 職員数の見直し	23
(1) 定員管理計画の策定	24
3 職員の活性化	24
(1) 勤務評定、自己申告制度の確立	24

(2) 勸奨退職制度とそれにリンクした再雇用制度の検討	2 5
(3) 一職二級制度の検討	2 5
(4) 提案(論文提案)の検討	2 5
(5) 特別昇給制度の推進	2 5
4 職員能力の向上	2 5
(1) 職員研修制度の充実	2 5
(2) 自己能力開発の支援	2 5
5 各種委員の見直し	2 6
(1) 人材の確保	2 6
(2) 各種委員の抑制	2 6
(3) 協議会・委員会の見直し	2 7
市民とともに進めるまちづくり	2 8
1 町内会・自治会との連携	2 8
2 ボランティア活動体制の確立	2 8
3 職員の積極的参加	2 8
4 情報公開	2 8
5 ゴミの減量化・資源化の推進	2 9
大綱計画期間における費用効果	3 0

資 料

1 あきる野市行政改革大綱策定への歩み	1
2 推進体制	2
(1) 組織	2
(2) 行政改革推進委員会	3
ア あきる野市行政改革推進委員会条例	3
イ あきる野市行政改革推進委員会委員名簿	4
3 各使用料改定新旧表	5
3 改定手数料	1 6

財政の健全化

わが国の経済は、「あきる野市行政改革大綱」(以下「大綱」という。)が策定された平成9年度当時と比較しても、情報技術産業などの不況の影響を受け、株価の低迷や失業率の増加など、さらに厳しい情勢にあります。

当市では、このような経済情勢の影響を受け、歳入の根幹をなす市税収入は、表1の「市税の推移」に示すとおり、平成9年度の115億4,183万1千円をピークとして横ばいの状況であるとともに、収益事業については、三市収益事業組合において、従業員の削減などの改善に取り組んでいるところでありますが、表2の「収益事業収入の推移」に示すとおり、平成9年度の1億2千万円と比較しても、平成13年には、1千万円と大幅な落ち込みであります。また、財政構造の弾力性を示す指標となる経常収支比率は、75%前後が望ましいとされていますが、平成8年度当時の数値は、94.5%まで上昇していました。

このような状況の中で、「健全な財政運営を図ることにより、安定した市民サービスを提供していくことが行政の責務である。」と大綱に位置付け、そのための具体的な施策として、平成10年度より大綱の実施計画に示された実施項目に基づき、次のとおり取り組んでまいりました。

表1 市税の推移

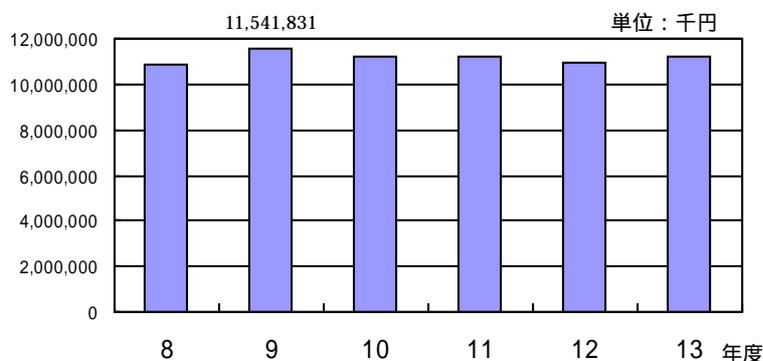
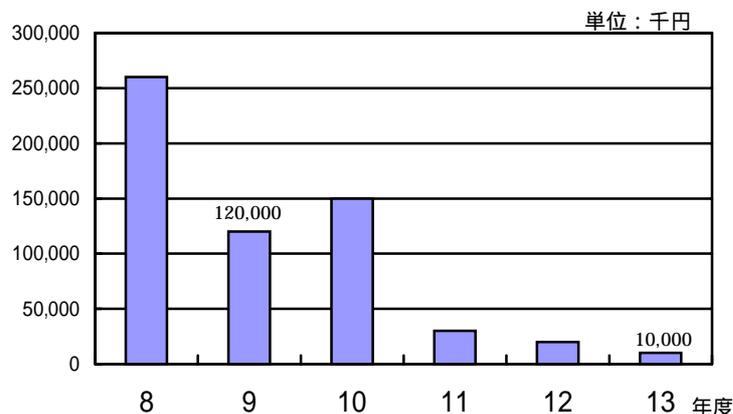


表2 収益事業収入の推移



1 計画的な財政運営

厳しい経済情勢を受け、歳入の根幹をなす市税収入の低迷が続く一方、歳出では、人件費や生活保護などの扶助費、借入金の返済など、必ず支払わなければならない義務的経費が増大する中で、財政健全化のため、長期的・総合的観点に立ち、次に示すとおり計画的な財政運営に取り組んでまいりました。

(1) 財政健全化計画の策定

財政運営の健全化を図るため、大綱に定めた経常収支比率85%以下を努力目標として、各種指標のガイドラインを定めた「財政健全化計画」を平成10年度から毎年度策定して、計画的な財政運営に取り組んでまいりました。

その結果、平成8年度の94.5%をピークに毎年度減少し、平成13年度では、84.9%になりました。

(2) 市債総額の適正化と基金活用

財政の長期的な健全性を確保するため、起債の適正な規模を考慮して、後年度負担が過大にならないよう、大綱に定めた公債費比率を12.5%以内とするため、財政健全化計画に基づき起債総額の適正化に努めてまいりました。

この結果、地域総合整備事業債などを活用して、負担が過大にならないように起債額をコントロールしてまいりましたが、平成11年度から平成13年度の公債費比率は、次に示すとおり起債総額の適正化が達成できました。

公債費比率

年 度	公債費比率
平成11年度	10.7%
平成12年度	10.1%
平成13年度	9.9%

しかしながら、あきる野市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）におきます経営健全化に関する計画により、平成13年度から平成17年度までに市が土地開発公社から買い戻す土地に係る起債を計上しますと、大綱に定めた公債費比率を超えることが予測されるため、地域総合整備事業債の活用や減債基金を積極的に活用し、公債費比率を実質的に12.5%以内の水準に維持するよう努めてまいります。

2 財源の確保

財政健全化のためには、歳出を抑制することとあわせて、積極的に歳入を確保することが大変重要であり、次に示す事項に基づき、財源の確保に取り組んでまいりました。

(1) 税収の確保

バブル経済崩壊後、徴収率は、悪化しており、税の公平性からも徴収率向上に向けてあらゆる対策を講ずる必要性があります。

このため、市税及び国民健康保険税の収納率の目標値を毎年度設定し、収納率向上のため、次に示す事項に取り組んでまいりました。

- ア 継続した臨戸訪問を実施した。
- イ 悪質滞納者の滞納処分を実施した。
- ウ 収納率向上月間を設定した。
- エ 広報による納税のPRをした。

この結果、市税及び国民健康保険税の収納率は、次に示す結果となりました。

市税及び国民健康保険税の収納率

年 度	市 税	国民健康保険税
平成 9 年度	9 4 . 9 %	9 2 . 8 %
平成 1 0 年度	9 4 . 7 %	9 3 . 0 %
平成 1 1 年度	9 4 . 2 %	9 2 . 4 %
平成 1 2 年度	9 4 . 3 %	9 3 . 5 %
平成 1 3 年度	9 4 . 3 %	9 2 . 7 %

これらの数値は、企業の倒産やリストラが増加し、税の滞納者が増加する中で、市税では、94%台、国民健康保険税では、93%前後と一定の水準を保っております。

なお、平成13年度の上記実績は、市税では、多摩26市中、4位、国民健康保険税では、2位であります。

(2) 課税客体の把握

市民税、償却資産税の未申告については、課税の公平性からも特に税務署などと連絡調整を図りつつ、創意工夫を凝らし、より一層の課税客体の実態把握に努める必要があります。

このため、税務署と連絡調整を行い、課税客体の把握に努めているとともに、平成13年度から、庁内に新税検討会を設置して、新たな税について検討を進めています。

(3) 企業誘致

優良企業の誘致は、固定資産税や法人税の増収につながるばかりでなく、地域の活性化に寄与するため、企業誘致に向けて努力してまいりました。

この結果、小峰工業団地に横河ファインテック(株)(現、横河エレクトロニクス・マニユファクチャリング(株))、秋留台西地区に富士通テクノロジーセンターを誘致しました。また、菅生テクノヒルズS1地区への企業誘致活動を推進しています。

(4) 都市基盤の整備

住みよいまちづくりの観点及び長期的展望に立った財政基盤の確立のため、重点的な道路、下水道、面的整備を進めてまいりました。

面的整備については、現在施行中の土地区画整理事業を進めるとともに、引田駅周辺地区においては、土地区画整理事業による整備の検討や引田駅の改善調査を進め、その他の地区についても面的整備による基盤整備が可能か検討しています。

また、道路については、圏央道関連の幹線道路を重点的に整備しています。

下水道については、13年度中に市街化区域の整備が概ね完了しました。

(5) 市有財産の活用

市有財産は、施策を展開する上で大変重要であります。市有財産の未利用地調査を行った上で、一定期間使用する予定がないものについては、暫定的な活用を図るとともに、活用が具体的になっていない土地については、売却を進めてまいりました。

この結果、市有地の売却については、平成10年度から平成13年度までの売却件数は、44件でありました。

なお、市有地の売却の効果額については、「大綱計画期間における費用効果」をご覧ください。

また、土地開発公社の土地については、公社運営の健全化を図るため、市が公社の土地を取得するとともに、公社自ら土地の処分を行う方針を決定し、平成13年度から取り組んでいます。

3 事務経費の抑制

効率的な行財政運営を目指すため、市の経費削減に積極的に取り組むとともに、不必要な資料の削減、会議時間の短縮、昼休み時間の消灯など、次に示す事項に取り組んでまいりました。

(1) 事務経費削減の運動の継続

日常的に事務運営の改善に向けて創意工夫を凝らし、効率的な行財政運営を図るため、

経費削減運動により、一層の徹底を図り、経費削減に努めてまいりました。

この結果、平成10年度から、不必要な照明器具の消灯、事務用品の徹底した見直し、コピー使用の徹底削減、冷暖房の適切な運用、会議時間の短縮などについて、全職員に通知し周知徹底を図るとともに、予算編成においても経費の削減に積極的に努めてまいりました。

さらに、日常的事務経費の削減と併せて、「旅費の見直し」、「理事者・部長級職員の期末手当の削減」なども行ってまいりました。

なお、これらの効果額については、「大綱計画期間における費用効果」をご覧ください。

また、事務経費削減などをさらに進めるため、平成12年度に職員提案制度を創設しました。

(2) 超過勤務手当の削減

超過勤務手当の削減を図るため、毎週水曜日をノー残業デーとして定めて、残業の削減に努めてまいりました。

なお、超過勤務手当の効果額については、「大綱計画期間における費用効果」をご覧ください。

また、繁忙期や突発的事態が発生したときや病欠員ができたときなどについては、職員流動体制により対応してまいりました。この結果、平成11年度から平成13年度までの各年度における流動は、それぞれ7件、5件、11件でありました。

4 受益者負担の適正化

受益者負担とは、「特定の者が利益を受ける行政サービスに対して、その費用をすべて税金で賄うことは、利益を受ける者と受けない者の公平の原則からみて望ましくない。そのため、受益者からその受益の限度において、費用の一部を徴収することによって、費用負担の公平を図ろうとするもの」であります。

これに基づき、公共性の程度や政策的観点から負担割合を考慮して、次に示す事項の受益者負担の適正化を図ってまいりました。

(1) 使用料・手数料

使用料と手数料については、受益者負担と公平性の観点から見直し基準を定めて定期的に見直しを行うため、それぞれ検討機関を設置して見直しを行ってまいりました。

ア 使用料については、平成10年度に庁内組織「使用料見直し検討会」を設置し、合併により類似施設の料金の統一化や施設の維持コストから算出される使用料原価による使用料算出の仕組み作りなどについて、検討してまいりました。

この検討結果に基づきまして、平成11年度に「あきる野市施設使用料基本方針」

を策定して、全施設の改定使用料を定め、平成12年第2回定例市議会において、各施設の使用料に関する条例改正を行い、同年10月1日から施行しました。

なお、各施設の改定使用料は、資料編をご覧ください。

イ 手数料については、平成10年度に庁内組織「手数料見直し検討会」を設置し、手数料に係るそれぞれの事務に要する経費に基づき原価計算を進めながら、引き上げの上限率や他市の手数料の動向などを勘案して、改定手数料を検討してまいりました。

この検討結果に基づきまして、平成12年第1回定例市議会において、手数料条例の改正を行い、同年7月1日から施行しました。

また、この時期、地方分権一括法の施行に伴い、全国的に統一が必要でない手数料は、地方公共団体の判断により条例で定めることとなったため、戸籍謄本や抄本の交付、犬の登録など、平成12年4月1日から新たに手数料を条例で定め施行しました。

なお、改定手数料は、資料編をご覧ください。

ウ 使用料・手数料の見直しによる効果額については、「大綱計画期間における費用効果」をご覧ください。

(2) 保育料

東京都の区・市における保育料は、国の徴収基準において全国の状況と比較すると、かなり低い割合で徴収しています。

当市の保育料は、平成12年度決算でみると、国の徴収基準に対して保護者負担の徴収実績は、平均約44.3%であり、平成9年度の徴収実績52.5%と比較しても8.2ポイント減少しているとともに、不足分については、市民の税金で補填しており、市の財政を圧迫している状況であります。

このため、平成13年度におきまして、「あきる野市保育料徴収に関する審議会」により、保育料徴収基準の適正な在り方について審議され答申が出されました。この答申では、市の肩代わり保育料が増大し、市の財政を圧迫していること、保育園を利用していない者との費用負担の公平性を図る必要性があることなどを踏まえた上で保育料の改定案が示され、この答申に基づき、保育料徴収規則を平成13年11月21日に改正しました。

改正の概要は、次のとおりです。

ア 同一世帯の3人以降の児童には、10分の1の保育料を新設しました。

イ 住民税非課税世帯について、給食費の一部として、1,000円を徴収しました。

ウ 平成13年度の保育料と比較して、全24階層の平均値上げ率は、約5%です。

エ 改定日は、平成14年4月1日としました。

(3) 国民健康保険税

本市では、国民健康保険加入者の保険税負担の軽減を図るため、賦課率を引き下げ、不足分は、一般会計から繰入金を受け入れて、財源を確保してきましたが、市の財政を圧迫しているとともに、国保財政の健全化と安定的運営に支障をきたす恐れがあります。

このため、国民健康保険特別会計の独立性の趣旨を踏まえるとともに、受益者負担の適正化を図り、一般会計からの繰入金をできる限り減らす観点から保険税の見直しを行うため、平成13年度に「あきる野市国民健康保険運営協議会」において審議され答申が出されました。

この答申に基づき、「あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を平成13年第4回定例市議会に上程して議決され、平成13年12月20日に条例改正が行われました。

改正の概要は、次のとおりです。

ア 賦課割合の見直しとして、地方税法で定める応能割（所得割額と資産割額）と応益割（均等割額と平等割額）の比率50：50に近づけるため、見直し前の70：30から65：35へと見直した。

イ この結果、所得割額を4.1%、資産割額を15%にそれぞれ見直しし、均等割額を16,800円、平等割額を9,600円に改定した。

ウ 賦課限度額を48万円から51万円に改定した。

エ 改定日は、平成14年4月1日とした。

(4) 下水道料

下水道事業は、地方財政法により特別会計を設け、その経費は、性質上、公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが原則とされており、独立採算性の原則が適用されています。

下水道事業における使用料の対象経費は、施設の維持管理に係る経費と下水道を整備するために発行した地方債の元利償還に係る経費（以下「資本費」という。）であります。平成12年度において維持管理費は、100%使用料で賄っているものの、資本費については、16.6%にとどまっており、多摩地域の平均値54.4%を大きく下回っている状況であります。

このことから、現在の使用料体系のまま推移すると、後年度において財政負担が増加する本市にとって、今まで以上に厳しい経営状況となることが必至であります。

このため、市民生活への影響を及ぼさないよう極力抑えた中で、一般会計の負担を軽減するため、「あきる野市下水道条例の一部を改正する条例」を平成13年第4回定例市議会に上程して議決され、平成13年12月20日に条例改正が行われました。

改正の概要は、次のとおりです。

ア 改定率を平均11%とした。

- イ 水量ランクを8から9ランクとし、料金体系を緩やかにした。
- ウ 都の料金を超えないよう配慮した。
- エ 基本料金を抑え、小口利用者に大きな影響を及ぼさないよう配慮した。
- オ 改定日は、平成14年4月1日とした。

5 扶助費の在り方

生活保護を中心とする扶助費については、敬老金を除き、原則として削減しない方針の下に経費削減に取り組んでまいりましたが、敬老金については、次のとおり取り組みました。

ただし、国や都の制度が見直される場合は、市の制度も合わせて見直しを行うものであります。

(1) 敬老金

敬老金の支給の制度ができた時代からすると、社会情勢も大きく変化しているため、一律的に支給する方法を見直し、その経費を高齢社会に対応した施策への転換も視野に入れ、有意義な活用の仕方に改めました。

支給年齢を平成10年度から順次引き上げ、平成13年度以降廃止するため、次のとおり取り組みました。

敬老金支給年齢

年 度	内 容
平成10年度	75歳以上支給
平成11年度	78歳以上支給
平成12年度	80歳以上支給
平成13年度	廃 止

6 補助金の見直し

地方公共団体は、地方自治法に基づき「公益上必要がある場合、補助することができる」と定められていますが、補助金は、事業を行うことに対する補助と、団体の活動に対する補助に分類されます。これらの事業や団体に対する補助によりまして、施策の推進に多大な貢献をいただいたところではありますが、類似団体の補助額と比較するとその額は、多くなっているのが現状であります。

財政状況が悪化しつつある中で、歳出を減らし、健全な財政基盤を作り上げていく観

点から、原則として、補助金の新設・レベルアップは、行わないとともに、やむを得ず補助金を新設する場合は、サンセット方式を導入し、補助の終期を明確にするなど、補助金を次のとおり見直ししました。

(1) 職員互助会補助金の見直し

行政改革の趣旨を踏まえ、職員自らの努力により、平成10年度から縮減方式により次のとおり補助金を削減しました。

職員互助会職員一人当たりの補助金

年 度	補助額(円/人)	摘 要
平成 9年度	29,000	見直し前
平成10年度	26,000	縮 減
平成11年度	25,000	〃
平成12年度	24,000	〃
平成13年度	23,000	〃

(2) 納税貯蓄組合補助金の見直し

納税者の納税意識の向上を図るため、納税貯蓄組合に対して補助してまいりましたが、納税貯蓄組合法制定の時点と現在の社会情勢は、大きく変化しているため、法の趣旨を踏まえた補助額について、平成11年度から縮減方式により次のとおり補助金を削減しました。

納税貯蓄組合年度補助金

年 度	補助額(円)	摘 要
平成10年度	8,429,310	見直し前
平成11年度	3,901,991	縮 減
平成12年度	3,583,408	〃
平成13年度	3,336,843	〃

なお、平成14年度には、補助を廃止することになりました。

(3) 生垣設置費補助金の見直し

快適で安全な生活環境を創出するため、沿道緑化の促進を図ってまいりました生垣設置費補助金は、一定の成果を得て、所期の目的を達成したため、平成10年度に廃止し

ました。

廃止の内容は、補助金 1,180,000 円、報償費 93,000 円であります。

(4) 浄化槽清掃料金軽減費交付金の見直し

この交付金は、高率な交付金となっているため、基準単価の見直しとあわせて、平成 11 年度から縮減方式により、平成 13 年度までに個人負担率を平成 9 年度の 45% から 60% 程度までに見直しを行い、一般財源の負担の縮減を図ってまいりました。

この結果、次のとおり効果額が算出されました。

浄化槽清掃料金軽減費交付金効果額

年 度	効果額 (円)
平成 11 年度	1,068,410
平成 12 年度	3,970,240
平成 13 年度	6,208,160

平成 10 年度を基準として算出

(5) 盆堀・深沢地区水源対策補助金の見直し

水源確保のため、盆堀及び深沢地区における地元対策として、これまで補助金を支出してまいりましたが、平成 11 年の覚書の書き換え時に、平成 12 年度から補助金の縮減を次のとおり図ってまいりました。

盆堀・深沢地区水源対策補助金

年 度	補助額 (円)	摘 要
平成 11 年度	360,000	見直し前
平成 12 年度	300,000	縮 減
平成 13 年度	240,000	〃

補助額は、両地区の合計補助額

なお、両地区への補助金は、平成 14 年度に廃止することになりました。

(6) 秋川駅北口建築物後退用地整備費補助金の廃止

秋川駅北口地区の駅周辺地区においては、良好な都市景観の形成や安全性・利便性の向上を図る観点から、地区計画により道路からの建築物の壁面の位置の制限が定められており、これに基づき道路から建築物が後退しています。

この補助金は、後退した敷地の整備に対しまして補助を行ってまいりましたが、良好

な都市景観の形成など一定の成果を得て、所期の目的を達成したため、平成10年度に廃止しました。

廃止の内容は、秋川駅北口建築物後退用地整備費補助金122,000円であります。

(7) 市町村交通災害共済制度公費負担金の見直し

市町村交通災害共済制度における公費負担金につきましては、公費負担の対象者を次のとおり見直ししました。

ア 消防団員につきましては、平成10年度廃止しました。

イ 平成10年度に70歳以上の市民から75歳以上に見直ししました。

ウ 小・中学生につきましては、平成14年度に廃止することになりました。

なお、見直しによる効果額は、次のとおりであります。

市町村交通災害共済制度公費負担金効果額

年 度	効果額(円)
平成10年度	1,657,000
平成11年度	1,777,000
平成12年度	1,847,000
平成13年度	1,836,000

(8) 過疎バス路線維持費補助金の見直し

五日市地区の山間部における過疎バス路線につきましては、維持費補助金について検討してまいりましたが、道路運送法の改正により、乗合バス事業の需給路線の廃止に伴い、国の地方バス路線助成制度の見直しが行われ、平成13年度から広域・幹線的な路線のみを補助対象とする制度となったため、現状の市内路線を維持するための市単独補助額は、増額となります。

(9) たばこ税増収対策協議会補助金の見直し

近年、喫煙による非喫煙者に対する健康への影響も懸念され、多くの場所で禁煙又は分煙が実施され、愛煙者も減少している傾向にあります。

このため、これまでたばこ税による増収を促進するため、たばこ税増収対策協議会に対しまして補助してまいりましたが、平成11年度に50%縮減し、平成12年度に廃止しました。

なお、見直しによる補助金の縮減は、次のとおりであります。

たばこ税増収対策協議会補助金

年 度	補助額（円）	摘 要
平成10年度	224,000	見直し前
平成11年度	106,000	縮減 50%
平成12年度	0	縮減100%

摘要欄の縮減率は、各年度の協議会会員数に変動がないことを前提とした補助額に対するものです。

平成11年度の補助額は、協議会会員数の変動に伴い、見直し前の補助額との縮減対比は、約52%となります。

(10) 林業協議会補助金の見直し

林業後継者の育成や林業経営改善のため、林業協議会に対して補助を行ってまいりましたが、平成11年度から補助金の内容を精査して、木工教室事業の材料購入費に対する補助について、縮減を次のとおり図ってまいりました。

林業協議会補助金

年 度	補助額（円）	摘 要
平成10年度	100,000	見直し前
平成11年度	70,000	縮 減
平成12年度	70,000	〃
平成13年度	50,000	〃

(11) 秋川観光協会補助金の見直し

市内の観光事業及び観光客の積極的な誘致を推進するため、秋川観光協会に対して補助してまいりましたが、五日市観光協会との合併を踏まえて、次に示すとおり平成11年度に補助を廃止しました。

秋川観光協会補助金

年 度	補助額（円）	摘 要
平成10年度	1,000,000	見直し前
平成11年度	0	廃 止

なお、平成12年9月1日に両協会の合併が行われ、あきる野市観光協会が誕生しました。

(1 2) 食品衛生協会補助金の見直し

食品衛生協会は、食品衛生法の趣旨に則り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として活動しており、協会に対して10,000円/年を補助してまいりましたが、他市町村と調整、検討のうえ、平成10年度に廃止しました。

(1 3) 五日市環境衛生協会補助金の見直し

五日市環境衛生協会は、五日市保健所地区の環境衛生改善に寄与することなどを目的として活動しており、協会に対して10,000円/年を補助してまいりましたが、他市町村と調整、検討のうえ、平成11年度に廃止しました。

(1 4) 遠距離通学費補助金の見直し

この制度は、五日市地区において中学校の統合に伴い、保護者の負担軽減を図るため、通学定期券や自転車の購入費に対する補助金としまして制定されましたが、この補助項目のうち自転車の購入費に対する補助金につきまして、次に示すとおり平成11年度に補助を廃止しました。

遠距離通学費補助金

年 度	補助額(円)	摘 要
平成10年度	30,000	見直し前
平成11年度	0	廃 止

(1 5) 多摩地区離職対策連絡協議会負担金

駐留軍従業員の安定した生活を確立し、離職者対策及び雇用の安定を図るため、多摩地区離職対策連絡協議会に対して負担金を支出してまいりましたが、平成10年度に廃止しました。

なお、多摩地区離職対策連絡協議会は、平成11年度に廃止されました。

また、この協議会と連携して、(財)東京駐留軍離職者対策センターにより、離職者の再就職などについて対応しており、センターに対して補助してまいりましたが、平成10年度に廃止しました。

これらの廃止の状況を次のとおり示しました。

多摩地区離職対策連絡協議会負担金

年 度	補助額（円）	摘 要
平成 9 年度	150,000	(見直し前) ・多摩地区離職対策連絡協議会 負担金 10,000円 ・(財)東京駐留軍離職者対策センター 補助金 140,000円
平成10年度	0	廃 止

(16) 全補助金の見直し

上記に示しました15項目の補助金以外の全補助金につきましても、補助金交付における妥当性や効率性、効果性などの観点から検討を行ってまいりましたが、以下に示す各補助金につきまして見直しを行いました。

なお、経常収支比率が95%を超えた場合は、全補助金に対しまして一律10%を削減する方針でありましたが、95%を超えなかったため、実施されませんでした。

ア 林業従事者退職金共済事業積立補助金

林業従事者の退職に備えて積み立てる退職金共済制度に対しまして、市から補助してまいりましたが、次のとおり平成12年度から廃止しました。

林業従事者退職金共済事業積立補助金

年 度	補助額（円）	摘 要
平成11年度	263,000	見直し前
平成12年度	0	廃 止

イ 市民文化祭補助金

市民文化の発表の場として、また、その向上を目的に、市民祭りの一環として実施される市民文化祭に参加する団体に対して補助してきましたが、次のとおり平成13年度から補助金の減額を行いました。

市民文化祭補助金

年 度	補助額（円）	摘 要
平成12年度	605,000	見直し前
平成13年度	400,000	減 額

7 委託化の検討

委託化のねらいは、コストの高いシステムからコストの安いシステム（民間能力の活用）に切り替えることにより経費の節減を図り、そこから生み出される財源を新たな行政需要に活用することにあります。

このような観点から、以下に示す項目について委託化に関する検討に取り組んできました。

なお、委託にあたっては、次の点を留意して実施してまいりました。

- ア コンサルタント業務、計画策定業務など専門的・知識を必要とする業務は、いたずらに委託者に全面的に委託することなく、職員の果たすべき役割を十分認識し、充実した内容とするよう努めた。
- イ 簡単な測量、設計、修繕などは、職員自ら行う努力も引き続き行い、委託料の削減に努めた。

(1) 委託業務の点検

委託業務の在り方について、平成10年度に庁内組織として「委託業務検討会」を設置して、検討してまいりました。

この検討会で、委託にあたっての留意点や委託業務に関する具体的問題点などについて、検討してまいりましたが、委託推進の基本方針として次のような事項については、委託業務になじむ業務として提言しました。

なお、この提言に基づき契約事務などに反映しました。

- ア 民間に代替手段のある業務
- イ 人件費や物件費の削減など経済的に優れている業務
- ウ 経常的に必要とされない専門的、技術的業務
- エ 短期的に多量に処理する必要がある業務
- オ 高度な知識技術が必要で人材確保が困難な業務
- カ 臨時的業務
- キ 変則的業務
- ク 給与体系、人事交流など人事管理上問題がある業務
- ケ 単純業務
- コ 住民自治の高揚が図れる業務

(2) 市立保育所の委託化

市立保育所と民間保育所の運営コストを比較すると、市立保育所におけるコストが高くなっていますが、保護者の負担する保育料は、同じであり、園児に対するサービスもほとんど差がない状況であります。

この点を踏まえ、市立保育所の公設民営化方式につきまして、検討してまいりました

が、西秋留保育園の改築に伴い、平成15年4月から社会福祉法人に委託してまいります。

(3) 学校給食センターの委託化

学校給食センターは、配送業務、米飯の調理などの委託を進めるとともに、パートタイマーの有効利用を図り、経費削減に努めてまいりました。

このような中、当市は、合併に伴い2つの給食センターにより対応しており、これらの施設の統廃合が課題となっていましたが、統合による各学校への給食配送時間の問題が直面し、統合する位置の問題などから当面は、統合を行わず、現行施設を整備して対応することとしました。

このため、当面の間、現行の職員とパートタイマー併用方式で経費削減に努めてまいります。

(4) 学校用務員の委託化

学校用務員の委託化に向けて取り組んでまいりましたが、学校用務員の定年退職に伴い、平成13年度に委託化を行いました。

8 事務事業の抑制

財政状況を改善するため、当分の間、各種の事務事業は、原則としてレベルアップはしないとの方針の下に取り組んでまいりました。

9 一部事務組合や協議会などに対する負担金の抑制

市は、多くの一部事務組合や協議会などに加わり、広域的な行政を行っていますが、これら団体に対する負担金は、年々増加傾向にあります。

このため、構成団体として、負担額の適正化が図られるよう働きかけを行ってきたとともに、一部事務組合の複合化について検討してまいりました。

一部事務組合の複合化については、秋川衛生組合、西秋川衛生組合、秋川流域斎場組合の複合的一部事務組合化について構成団体と協議するものでありますが、秋川流域斎場組合が平成13年4月からの運営であるため、運営が軌道に乗った時点で秋川流域開発協議会において検討を進めてまいります。

行政体制の確立

合併により旧両市町の特性を引き継ぎ、新生あきる野市が誕生しましたが、旧両市町の持っている良さを活かしつつ、あきる野市を一つの自治体として育み、その特性を明確にした行政体制の確立が求められております。

このため、日常業務の中でその望ましい体制を築き上げるため、不断の取り組みを行ってまいりましたが、あきる野市としての行政体制を確立するために、次の項目に取り組んでまいりました。

1 基本構想の策定

合併にあたり、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づいた「新市建設計画」を策定し、これを指針として合併後の行財政運営に取り組んでまいりました。

このような中、少子高齢化の進行や環境問題の深刻化、さらには、バブル経済崩壊後の厳しい経済状況など、あきる野市を取り巻く情勢は、厳しさを増してきました。

このため、このような社会経済情勢を反映して、より柔軟な施策の展開を図り、新たな課題へ対応していくため、地方自治法に基づく当市の最初の基本構想として、21世紀の序盤における当市の施策の方向性を定めた基本構想の策定に取り組みました。

基本構想の策定にあたっては、総合計画審議会への諮問、審議、答申を経て、この答申に基づき基本構想を作成し、平成12年第3回定例市議会において議決をいただきました。

これにより、次に示す基本構想と基本計画により構成している「あきる野市総合計画」を策定し、平成13年4月からスタートしました。

ア 基本構想

- (ア) 計画期間：平成13年度から平成32年度まで
- (イ) 将来都市像：人と緑の新創造都市
- (ウ) 将来人口：平成32年度 11万人

イ 基本計画

- (ア) 計画期間：平成13年度から平成22年度まで
- (イ) 将来人口：平成22年度 9万人

2 事業・イベントの見直し

市や関係団体で行っている事業・イベントについては、行政に係わる妥当性・効率性・効果性などの視点から見直しを行い、スリムな行財政運営を目指すとともに、秋川地区、五日市地区で異なる対応をしている事業・組織などの統一や各種事業・イベントにおいてマンネリ化したもの、所期の目的を達成したと思われるものは、廃止するよう次に示す事項について取り組んでまいりました。

(1) 各種事業・イベントの見直し

行政改革推進本部におきまして、各種事業やイベント（以下「イベント等」という。）につきまして、行政に係わる妥当性・効率性・効果性などの視点から、平成10年度に内容の検討を行いました。

この検討では、既存のイベント等につきましては、原則的に継続することとなりましたが、その後も継続的に検討してまいりました。

この結果、「秋川溪谷夜明け歩き」につきましては、妥当性・効率性・効果性などの観点から平成14年度に廃止することとなりました。

(2) 関係団体に係る事務とその在り方の検討

任意団体に係る事務については、それぞれの団体に対しまして、自主性をもったものとなるよう働きかけてまいりました。

また、合併により2つの団体が存在します商工会や観光協会などの統一化につきましては、市としまして積極的な働きかけを行ってまいりました。

この結果、観光協会につきましては、平成12年9月に合併が行われるとともに、商工会につきましては、平成13年4月に合併が行われました。

(3) 五日市地区環境美化一斉清掃、五日市地区秋川一斉清掃、秋川地区クリーン大作戦の在り方の検討

これまで、秋川地区と五日市地区で別々に取り組まれてきましたクリーン大作戦や一斉清掃につきましては、市の統一的な美化事業としまして、平成12年度から一本化しました。

この結果、あきる野市一斉清掃としまして、春と秋の年2回、町内会・自治会や漁協、PTAなどの協力により、道路や河川などの清掃に取り組んでまいりました。

(4) 花いっぱい運動の在り方の検討

これまで、市内に花を植える活動としまして、「町内会・自治会」や「明るい社会づくりを進める会」での取り組みなどがありますが、真に必要としている場所への重点な植え込みや、自主的に実施したい団体などへの補助金の重点交付など、その在り方を検討してまいりました。

この結果、平成11年度から要望のある町内会などに対する補助金方式に改め、重点的な花いっぱい運動を展開しております。

(5) 女性コミュニティ委員会の在り方の検討

地域における住み良いまちづくりを総合的に研究し、その効果的な推進を図るため、女性コミュニティ委員会を設置して取り組んでまいりました。

このような中、女性行動計画を平成10年度に策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、取り組みを進めているところであります。

このため、女性コミュニティ委員会は、所期の目的を達成しましたので、平成10年度に廃止しました。

(6) 敬老大会の在り方の検討

敬老大会につきましては、市と町内会・自治会の事業の重複や市と社会福祉協議会の記念品の重複などの課題があり、その在り方を検討してまいりました。

その結果、敬老大会は、平成10年度から全市的な開催方式から地域に密着した開催方式に変更しました。

(7) 盆供物収集事業

この事業は、五日市地区において、お盆終了後に供物を河川に流すという風習に対して、河川環境の美化を推進する観点から、地区会館などに集められた盆供物の収集を実施してまいりました。

このような状況において、効率的なごみ収集を実施していくため、地域の方々と協議を進める中で、平成10年度から盆供物収集事業としての予算化を中止し、盆供物を一般のごみ収集所に出していただき、一般のごみと区別する形で収集してまいりましたが、さらに、地域の方々の理解を得ながら、段階的に対応してまいります。

(8) ミスあきる野事業の在り方の検討

この事業は、市民がミス東京に応募し、候補者として選出された人をミスあきる野として、年間を通して市主催の行事などの手伝いや市のPRを行うものであります。

このような選出方法のため、ミス東京に候補者として選出されるかどうかの不確定要素が常につきまとうとともに、時代の趨勢やその必要性などを総合的に勘案して、平成10年度に事業を廃止しました。

3 新庁舎の建設

平成7年9月の合併後、秋川と五日市の庁舎に分かれて行財政運営を行ってまいりましたが、合併後の統合庁舎として、効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、新庁舎の建設を推進するとともに、新庁舎への統合後の五日市庁舎における、有効的かつ効果的な利用につきまして、次のとおり取り組んでまいりました。

(1) 新庁舎の建設

新庁舎の建設にあたりましては、合併後の統合庁舎としまして、市民に関われ、防災

の拠点とすることを主眼に検討を進めてまいりました。

検討にあたっては、行政の内部組織としまして新庁舎建設推進本部を設置するとともに、市民の検討組織としまして新庁舎建設市民検討委員会を設置し、取り組んでまいりました。

これらの検討を踏まえ、議会での審議を経まして、防災センター機能を有する新市の交流の場として、次に示す新庁舎の建設をしました。

ア 新庁舎の特長

(ア) 阪神・淡路大震災を教訓とした危機管理に対応するため、庁舎本体と独立した防災センターを建設した。

(イ) 市民参加を推進する拠点として、庁舎内にコミュニティ・ホールを建設した。

イ 規模

敷地面積		18,501.05㎡
建築面積		3,063.62㎡
延べ床面積	本庁舎	13,709.46㎡
	防災センター	360.80㎡
	合計	14,070.26㎡

ウ 工期

平成11年7月28日から平成13年3月26日まで

エ 事業費

本体工事費、外構工事費など： 6,711,065千円

用地費など： 1,460,994千円

合計 8,172,059千円

(2) 五日市庁舎の見直し

新庁舎の建設に伴い、今後の五日市庁舎の活用について、五日市地区の行政サービスや地域の活性化のための拠点として有効に機能するため、五日市地区の市民の方々の意見を聴きながら検討してまいりましたが、次に示す機能を有した施設として改築をしました。

ア 機能

(ア) 施設の1階の一部において、行政サービスの拠点として、市民と福祉の総合窓口機能を有した「出張所」を平成13年度に設置した。

(イ) 施設の1階の一部において、「社会福祉協議会」を平成13年度に配置した。

(ウ) 施設の2階と3階において、市民の交流の場として、「五日市地域交流センター」を平成13年度に改築し、平成14年度にオープンします。

イ 五日市地域交流センターの概要

市民の方々が、日頃、取り組まれている様々な活動や発表の場としまして、次に示す機能を配置した。

(ア) 2階：会議室、研修室、展示室など

(イ) 3階：まほろばホール、リハーサル室、茶室、展示室など

4 公共施設の設置・運営

公共施設の設置にあたりましては、その必要性を明確にし、他の類似施設との機能や役割を明確にするとともに、財政に与える影響も考慮し、無理のない年次計画を定めるよう取り組んでまいりました。

また、運営にあたっては、その施設の目的や役割が有効に機能するよう民間委託や地域住民の自主的管理運営などの方式を引き続き推進するとともに、市民要望に応えられるよう、市民施設の複合的利用など流動的運営体制を進めてまいりました。

このような考え方に基つきまして、次に示す項目に取り組んでまいりました。

(1) 公共施設の見直し

ア 建設当時と比べ、現在の状況が変化した施設や所期の目的を達成したと思われる施設につきましては、他の機能への転用又は実情に合った内容に変更する方針に基つきまして、次の施設について対応を図ってまいりました。

(ア) 平成12年度に老人福祉会館の福寿苑を廃止しまして、コミュニティ会館として有効活用を図った。

(イ) 平成13年4月から施設の有効活用の観点から、健康会館と五日市保健センターを市民に貸し出しできるようにした。

イ 総合福祉センター(いきいきセンター)は、市民福祉活動の推進の機能を充実し、複合的活用が図られるよう見直しを行ってまいりましたが、「あきる野市地域保健福祉計画」におきまして、市民の多様で複合的なニーズに対応するため、総合的な保健福祉の拠点づくりとしまして、「総合保健福祉センターの整備」が位置付けられました。

これに基づき、総合福祉センター(いきいきセンター)につきましては、在宅介護支援センターや地域自立生活支援センター、子ども家庭支援センター、保健相談センターの複合機能を有する施設としまして活用してまいります。

5 国、都の機関の所管区域の統合に向けての働きかけ

市内には、市と関係する機関としまして、登記所や郵便局、警察署などがありますが、秋川流域の一体性を踏まえ、これらの機関の所管区域と行政区域との整合を図るため、関係機関に働きかけてまいりました。

この結果、福生郵便局と五日市郵便局との再編が行われ、平成12年度にあきる野郵便局が誕生しました。

組織・人事体制の確立

合併に伴い、旧両市町の組織と職員構成を踏まえて、きめ細かな市民サービスができるよう、組織や人事体制につきまして、次のとおり取り組んでまいりました。

1 組織の見直し

(1) 計画的な組織の見直し

市民にとって分かりやすく、効率的な組織であるとともに、時代の要請の変化に柔軟に対応できる組織を目指して、短期・中期・長期的な観点に立って、組織の見直しを図ってまいりました。

平成9年8月には、合併により秋川庁舎と五日市庁舎に2つの係を設置していたものを1つの係に統合してまいりましたが、短期的な組織の見直しでは、新たな介護保険制度の導入に伴い、平成11年度に介護保険課の設置を行うとともに、平成12年度には、都市開発部と建設部を統合して、都市整備部を発足してまいりました。

また、中期的な観点による見直しでは、平成13年5月の新庁舎の開庁に併せて、本庁機能として効率的に機能できるよう、これまで分散していた組織を有機的に統合し、市民に分かりやすい組織とするよう見直しを行いました。これにより、旧五日市庁舎に五日市出張所の設置を行うとともに、1課6係を削減した組織として発足しました。

この結果、次に示すとおり、平成7年9月の合併時と比較しまして、1部3課23係を削減することができました。

組織

平成7年9月	平成9年8月	平成12年4月	平成13年5月	平成7年比較
9部	9部	8部	8部	1部
39課	38課	37課	36課	3課
116係	101係	99係	93係	23係

2 職員数の見直し

大綱が策定された平成9年4月における全職員数（派遣職員含む）は、614人であり、その当時の多摩地区における類似団体の職員数と比較しても、少ない状況になっていました。

これは、以前より行政改革に積極的に取り組み、委託化や臨時職員等を有効に活用してきた結果でありました。

このような状況の中で、合併により、スケールメリットを活用した行財政運営を目指してきたところであり、さらなる効率的な行政運営を心がける必要があります。さらに、

平成9年度当時、職員の年齢別構成をみると、40歳台の職員がとりわけ多く、その前後の世代の職員数が少ない不均一な職員構成となっています。

以上のような要素を勘案しながら、次に示す職員定員管理を行ってまいりました。

(1) 定員管理計画の策定

「職員数の見直し」については、長期的な展望に立ち「職員定員管理計画」を策定すると位置付けており、「5年間の定員管理計画の中で25人の職員削減目標を設定していくとともに、職員1人に対する人口を現在の128人から、140人程度にすることを目標」として、見直しを行ったものであります。

これにより、次に示すとおり、全職員数は、行革実施後の平成10年以降に減少し、平成13年には、577人となり、平成9年と比較して37人の職員を削減しました。

なお、職員定数は、610人であります。

全職員数の見直し

区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成9年比較
全職員数	614人	605人	603人	591人	577人	
増減		9人	2人	12人	14人	37人

全職員数の区分は、区分年の翌年3月31日現在の職員数

また、平成13年における職員1人に対する人口につきましては、職員を削減しました結果、141人となりました。(算定条件：派遣者を除く職員数560人に対する平成14年3月31日現在の人口79,419人)

3 職員の活性化

合併により、職員の昇格できる可能性が極端に少なくなり、人事の硬直化の原因ともなっています。

職員一人ひとりの熱意ある仕事への取り組みが、市政を推進する大きな力となることから、職員が希望をもって仕事ができるようその体制づくりに努めました。

(1) 勤務評定、自己申告制度の確立

平成12年度から人事考課制度を創設し、職員の能力と実績などを重視した勤務評定制度を確立してきました。

自己申告制度につきましては、職務の自己啓発につながる制度として確立できるよう職員組合との調整を図りながら、整備を進めてまいります。

(2) 勸奨退職制度とそれにリンクした再雇用制度の検討

人事の硬直化を解消するため、勸奨退職制度の拡充とともに勸奨退職者の再雇用を視野に入れた制度の検討を進めてきたものでありますが、地方公務員法の改正により定年退職者の再任用制度を創設することとなり、勸奨退職者の再雇用は、現状で困難であることから、勸奨退職の促進について、検討を行ってまいります。

(3) 一職二級制度の検討

当市における制度の考えをまとめ、東京都と協議し、一職二級制の導入については、慎重に行う方が良いとの助言を受け、時期尚早であると判断し、慎重に検討を継続していくものとなりました。

(4) 提案制度（論文提案）の検討

平成 12 年に職員提案制度を制定し、提案の啓蒙活動を行いました。

本制度の活用は、職員の政策形成能力の向上が必要不可欠であり、職員研修と連動した取り組みを今後さらに検討してまいります。

(5) 特別昇給制度の推進

職員の自己啓発と職員レベルの向上からも人事考課制度及び業績表彰との連動により成績優秀者を対象とした制度を制定するため、検討を行っております。

4 職員能力の向上

多様化する市民要望に柔軟に対応できるよう職員一人ひとりの高い能力を身につけられる計画的育成・研修の充実に努めてきました。

(1) 職員研修制度の充実

職員のより一層の能力向上を図るため、研修会議により研修内容の充実に努めてきました。

また、平成 10 年度から民間派遣研修の導入を検討し、具体的に大型量販店での接客研修を模索してまいりましたが、厳しい経営環境の中、研修生を受け入れることが難しい状況にあり、民間のプロの講師による市の内部での接遇研修を充実させてきました。

(2) 自己能力開発の支援

職員一人ひとりの意識を高め、政策能力向上のための自主研究グループに対して助成を行い、継続的に自主研究グループ育成に努めてきました。

また、職員の資格取得支援のため、平成 11 年度に通信教育受講への助成制度を創設し

ました。

5 各種委員の見直し

常勤のほか、執行機関の委員、付属機関の委員などの多くの非常勤職員が在職しておりますが、非常勤職員は、市政運営に大変重要であることから適正な人材を確保し、効率的な運営体制とするよう努力してきました。

(1) 人材の確保

各種委員の委嘱にあたり適任の人材を委嘱するように努め、安易に再任による委嘱とならないよう、新しい委員が参画できるよう努めてきました。

また、女性の社会貢献への躍進などの観点からも男女共同参画を念頭に委嘱するよう努めてきました。

(2) 各種委員の抑制

ア 体育指導員

平成10年度に31名から18名の体制に見直しを図った。

イ 青少年委員

平成10年度に24名から18名の体制に見直しを図った。

ウ 消防団員

活動の効率をより一層図りながら、消防団員数の見直しを図った。

消防団員の推移

年 度	消防団員数	団員条例定数
平成 9年	574名	605名
平成10年	575名	605名
平成11年	543名	605名
平成12年	544名	605名
平成13年	508名	605名

エ 類似した委員会・協議会の委員構成の見直し

平成11年度に社会教育委員と公民館審議会委員を同一人とし、翌年度に公民館運営審議会を廃止した。

(3) 協議会・委員会の見直し

協議会・委員会の見直しについて、効率的運営、運営実態などの観点から見直しを行い、設立当初の目的を達成していることから、平成10年度に次の協議会及び委員会を廃止しました。

- ア 郷土館運営協議会
- イ 駐留軍関係離職者等対策協議会
- ウ 消費生活保護推進委員会

市民とともに進めるまちづくり

市民からの行政ニーズへの多様化により、自治体での事務も年々増加傾向にありますが、財政状況が厳しく、もう一度市民と行政の関係を見直し、市民と行政のパートナーシップを築き、まちづくりを進める体制づくりに努めてきました。

1 町内会・自治会との連携

従来から町内会・自治会に行政情報の伝達を行ってきているものですが、今後は、行政と地域でのパートナーシップ的な存在をより明確にし、市民と協働したまちづくりが推進できるよう、町内会・自治会との行政情報の共有化を推進していきます。

2 ボランティア活動体制の確立

市民に対して有益なボランティア活動団体を早急に把握し、行政情報の共有化を図り、市民と協働した自治体運営を実現し、NPOなどを活用したボランティア活動の推進を目指していきます。

3 職員の積極的参加

消防団・PTA・ボランティア活動などを通じて、職員と市民が係わりあいを強め、一体となったまちづくりを積極的に進められるよう市民活動の情報を周知し、一人でも多くの職員が市民と協働した活動ができるよう啓蒙しています。

4 情報公開

平成9年12月に情報公開条例を制定し、翌年12月の施行により市政情報の公開を行っています。

実施計画におきまして、「市民と市が信頼関係をもってまちづくりを推進していくためには、情報を的確に伝えることが大切である。」とありますが、平成14年度から本格的に行政評価システム構築に向け取り組みを行っており、その中で市民へのアカウンタビリティ（説明責任）についても具体的に検討を行い、積極的に市民に分かりやすい行財政運営の情報が提供できるよう展開していきます。

情報公開の状況

年 度	件 数
平成10年度	8件
平成11年度	4件
平成12年度	29件
平成13年度	11件

5 ゴミの減量化・資源化の推進

ゴミ全体の排出量が年々増加傾向にあり、新たに最終処分場を確保することは、地域の理解や財政上の負担などからも非常に難しい状況にあります。最終処分場を延命するためにも市民・事業者の理解・協力の下にゴミの減量化・資源化により一層の取り組みを行い、資源循環型社会の構築に向けて取り組んでいかなければなりません。

減量・資源化の取り組み

- ア 分別収集による資源回収
- イ 資源回収団体への奨励金交付
- ウ 生ゴミ処理推進のための助成
- エ リサイクルフェアの開催
- オ 減量化、資源化の意識啓発運動
- カ ゴミ収集所の現況調査
- キ 不法投棄防止夜間パトロールの実施

ゴミ収集量及び資源ゴミ回収量

年 度	ゴミ収集量	市民一人当たりの年間排出量	資源ゴミ回収量
平成10年度	26,167 t	337.7 kg	2,137 t
平成11年度	26,275 t	336.3 kg	2,245 t
平成12年度	27,373 t	347.2 kg	2,451 t
平成13年度	28,299 t	357.4 kg	2,157 t

大綱計画期間における費用効果

大綱に基づき平成10年3月に策定した実施計画での実施項目において、その取り組みにより経費削減できた成果を費用効果として算定し、以下のように示しました。

実施計画期間：平成10年4月～平成14年3月

単位：千円

大綱における施策	実施項目	費用効果額
財源の確保	市有財産の活用	498,025
事務経費の抑制	事務経費削減の運動の継続	119,067
	超過勤務手当への削減	52,398
受益者負担の適正化	使用料、手数料の見直し	104,602
	保育料の見直し 1	0
	国民健康保険税の見直し 2	0
	下水道料の見直し 3	0
	合 計	104,602
扶助費の在り方	敬老金の見直し	70,060
補助金の見直し	職員互助会補助金の見直し	12,926
	納税貯蓄組合補助金の見直し	13,838
	生垣設置費補助金の見直し	5,092
	浄化槽清掃料金軽減費交付金の見直し	11,246
	盆堀・深沢地区水源対策補助金の見直し	180
	秋川駅北口地区建築物後退用地整備費補助金の廃止	488
	市町村交通災害共済制度公費負担金の見直し	7,117
	過疎バス路線維持費補助金の見直し	-1,226
	たばこ税増収対策協議会補助金の見直し	530
	林業協議会補助金の見直し	110
	秋川観光協会補助金の見直し	3,000
	食品衛生協会補助金の見直し	40
	五日市環境衛生協会補助金の見直し	30
	遠距離通学費補助金の見直し	90
	多摩地区離職対策連絡協議会負担金	40
	全補助金の見直し	931
		合 計

大綱における施策	実施項目	費用効果額
委託化の検討	委託業務の点検	1,113
	学校給食センターの委託化	51,623
	学校用務員の委託化	12,735
	合 計	65,471
事業・イベントの見直し	五日市地区環境美化一斉清掃等の在り方の検討	-4,898
	花いっぱい運動の在り方の検討	3,571
	女性コミュニティ委員会の在り方の検討	6,760
	敬老大会の在り方の検討	38,696
	盆供物収集事業の在り方の検討	80
	ミスあきる野事業の在り方の検討	210
	合 計	44,419
職員数の見直し	定員管理計画の策定	654,281
各種委員の見直し	各種委員の抑制	23,222
	協議会・委員会の見直し	2,156
	合 計	25,378
合 計		1,688,133

1、 2、 3：平成14年4月1日改定

費用効果算定の考え方

1 市有財産の活用

地方自治法第238条第2項の規定に基づく公有財産分類のうち普通財産の処分から算定し、普通財産のうち廃道敷などの払い下げによる処分は、費用効果に計上していません。

また、払い下げに伴う事務経費は、考慮していません。

2 事務経費削減の運動の継続

(1) 職員の超過勤務削減

削減実施前の超過勤務支出額から削減実施後の各年度の支出額を減じた額を当該年度の費用効果として計上しました。

(2) 組織での事務経費削減運動

年度内における各部署での需用費の節約によって生じた予算残額を当該年度の費用効果として計上し、予算編成時の節減は、費用効果に計上していません。

なお、当初予算に対して補正により増額した需要費は、マイナスの費用効果として計上

し、流用により増減した需要費は、費用効果に計上していません。

3 使用料、手数料の見直し

(1) 使用料の見直し

各施設における改定前後の料金体系の区分に応じて、その区分ごとの値上げ額と改定後の利用者実績を乗じた額を費用効果として計上しました。

また、改定前後の料金体系の区分が異なる場合は、改定前又は改定後の区分体系に統一し、費用効果の算定を行いました。

(2) 手数料の見直し

各手数料における改定前後の料金体系の区分に応じて、その区分ごとの値上げ額と改定後の手数料納入者実績を乗じた額を費用効果として計上しました。

4 扶助費の在り方・補助金の見直し

(1) 縮減による見直し

ア 対象年齢の引き上げなどによる補助対象者を縮減した場合は、各年度において、縮減前の対象者による支出額を算定し、縮減後の対象者の支出額を減じた額を費用効果として計上しました。

イ 対象者一人当たりの補助金額を縮減した場合は、各年度の補助対象者に縮減した額を乗じた額を費用効果として計上しました。

ウ 一律的に各年度の補助額を縮減している場合は、縮減前の年度の補助額から各縮減年度の補助額を減じた額を当該縮減年度の費用効果として計上しました。

(2) 削減による見直し

年度ごとに補助対象者の変動がある場合、削減年度において、削減しなかった場合の対象者を想定し、その対象者による支出額を当該削減年度の費用効果として計上しました。

5 委託化の検討

委託内容を見直したことにより、見直し前の支出額から各年度の見直し後の支出額を減じた額を当該年度の費用効果として計上しました。

6 事業・イベントの見直し

(1) 事業の見直しの場合

見直し前の支出額から各年度の見直し後の支出額を減じた額を当該年度の費用効果として計上しました。

(2) 廃止の場合

廃止前の支出額を廃止後における各年度の費用効果として計上しました。

7 職員数の見直し

定員適正化計画に基づく各年度の退職者の人件費を算出し、当該年度から実施計画期間終了までの各年度に積み上げし、各年度の費用効果を計上しました。

8 各種委員の見直し

(1) 委員数の縮減の場合

縮減前の支出額から縮減後の支出額を減じた額を当該年度の費用効果として計上しました。

(2) 協議会などの統廃合の場合

統廃止前の支出額から統廃止後の支出額を減じた額を当該年度の費用効果として計上しました。